

# 誓約書

年 月 日

(あて先) さいたま市 区長

申出者 住 所  
法人名等  
代表者名  
(職・氏名)

印

私は、次の使用目的のための閲覧をするにあたり、下記の誓約事項を遵守します。

利 用 目 的	(閲覧申出書の閲覧事項の利用目的を転記してください)
<h2>誓 約 事 項</h2>	
<ol style="list-style-type: none"><li>1 閲覧に際しては、閲覧時の留意事項を遵守し、区民課職員の指示に従います。また、閲覧の中止や記録媒体の破棄命令等があった場合は、直ちにこれに従います。</li><li>2 住民基本台帳法に定められたプライバシーの保護の理念を尊重し、市民の基本的人権を侵害することのないよう十分配慮いたします。</li><li>3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対使用いたしません。また、閲覧に基づいて得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、他に漏れることのないよう厳重に管理し、その目的達成後は、焼却等の方法により速やかに廃棄処分いたします。</li><li>4 不正な手段により、手数料の支払いを逃れるような行為はいたしません。</li><li>5 閲覧により知り得た事項に基づく調査・訪問等は相手の意思を尊重し、脅迫などの行為はいたしません。また、これにより紛争が生じた場合には、自らの責任で適正に解決いたします。</li><li>6 住民基本台帳法第45条及び第46条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることを承知します。</li><li>7 偽りその他不正な手段により住民基本台帳の一部の写しを閲覧した場合など、住民基本台帳法第50条の規定により30万円以下の過料に処されることがあることを承知します。</li><li>8 個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者は、閲覧により取得した情報についても利用目的による制限、安全管理措置、第三者提供の制限などの義務が課せられます。個人情報取扱事業者が不正取得を行い、是正の命令等に従わない場合は、個人情報保護法第84条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることが承知します。</li><li>9 住民基本台帳閲覧申出書等の申請書類は、さいたま市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づき情報公開の対象となること、及び住民基本台帳法第11条の2第12項の規定により公表されることを承知します。</li></ol>	